

特定求職者雇用開発助成金
 必要書類一覧（第1期）

下表の「HPからダウンロード」欄に「●」が表記されている書類は、宮崎労働局のホームページからダウンロードをお願いします。

※下表に記載する書類以外にも、必要に応じて提出を求める可能性がございます。あらかじめご了承ください。

【すべてのコースで必要な書類】 ※手書きの場合は黒ボールペンで記入をお願いします。

番号	必 要 書 類	留 意 事 項	原本 or 写し	HPから ダウン ロード	事業所 チェッ ク
①	特定求職者雇用開発助成金 第1期支給申請書【様式第3号】	・訂正箇所は修正テープ等を使用せず、二重線で訂正してください。	原本	●	☐
②	支払方法・受取人住所届	・初めて申請する場合もしくは口座名義等の変更があった場合のみ（通帳の写しもご提出ください。）。	原本	●	☐
③	支給要件確認申立書・役員等一覧【共通要領様式第1号】	・一度に複数件の申請を行う場合、1部のみの提出で構いません。	原本	●	☐
④	特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書【様式第5号】	・対象労働者の労働条件、支給対象期における各月の賃金・実労働時間等についてご記入ください。	原本	●	☐
⑤	労働条件通知書 又は 雇用契約書	・雇入れ日以降に対象労働者と交わした契約書等をすべてご提出ください（労働契約期間や1週間の所定労働時間、賃金等について確認します。）。	写し		☐
⑥	賃金台帳	・雇入れ日から支給対象期の末日までの労働に対して支払った賃金（各種手当や残業代等を含む）を確認できるものが必要です。 ・労働基準法に定める項目がすべて記載された賃金台帳の提出が必要です。	写し		☐
⑦	出勤簿 又は タイムカード	・雇入れ日から支給対象期の末日までにおける出勤状況を日ごとに確認できるものが必要です。	写し		☐
⑧	労働者名簿	・対象労働者の氏名、雇入年月日等を記入しているものが必要です。	写し		☐
⑨	退職届（願） 又は 離職票	・対象労働者が離職している場合のみ必要です。※離職日と離職理由が明記されているもの	写し		☐
⑩	職業紹介証明書	・職業紹介事業者が発行した証明書であること（ハローワーク以外 ¹ の職業紹介事業者の紹介により雇い入れた場合のみ必要です）。	写し		☐

【特定就職困難者コースで必要な書類】 ※対象労働者の要件によって必要な書類が異なります。

⑪	運転免許証 又は 住民票 など	・雇い入れた方が60歳以上の場合に限る ※官公署及びそれに準ずる機関の発行する書類であって対象労働者の氏名及び年齢が確認できるものが必要です。	写し		☐
⑫	身体障害者手帳	・雇い入れた方が身体障害者の場合に限る ※身体障害者手帳を保有していない場合、宮崎労働局助成金センターへお問い合わせください。	写し		☐
⑬	療育手帳 又は 判定書	・雇い入れた方が知的障害者の場合に限る ※判定書とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター等の機関が発行したものをいう。	写し		☐
⑭	精神障害者保健福祉手帳 又は 主治医の診断書・意見書	・雇い入れた方が精神障害者の場合に限る ※統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病含む）又はてんかん以外の精神障害の場合、精神障害者保健福祉手帳の写しが必要です。	写し		☐
⑮	児童扶養手当証書 又は ひとり親家庭等医療費受給資格者証 など（採用日が証書等の有効期限内であること）	・雇い入れた方が母子家庭の母等に限る ※”遺族基礎年金の受給者が所持する国民年金証書の写し”など、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類も有効です。いずれの書類も保有していない場合、宮崎労働局助成金センターへお問い合わせください。	写し		☐
⑯	児童扶養手当証書	・雇い入れた方が父子家庭の父に限る	写し		☐

裏面有り

【中高年層安定雇用支援コースで必要な書類】

⑰	運転免許証 又は 住民票 など	・官公署及びそれに準ずる機関の発行する書類であって対象労働者の氏名及び年齢が確認できるものがが必要です。	写し		☐
⑱	就業規則 又は 労働協約 及び 賃金規定	・正規雇用における（適用される）就業規則等及び賃金規定が確認できるものがが必要です。 ※ページ数が多い等の理由で、すべてを提出できない場合は、下記部分を抜粋して提出をお願いいたします。 【就業規則、労働協約】：表紙、総則、適用範囲、就業時間、時間外、休暇、定年、解雇に関する部分 【賃金規定】：表紙、賃金の構成、手当、締日、昇給、退職金等（対象労働者に、通常の正規労働者と同じく長期雇用を前提とした待遇が適用されていることを確認いたします）	写し		☐

【発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースで必要な書類】

⑲	医師の診断書	・雇い入れた方が発達障害者である場合に限る ※対象労働者の氏名及び発達障害者であることが確認できるものがが必要です。	写し		☐
⑳	医療受給者証 又は 登録者証 など	・雇い入れた方が難病患者である場合に限る ※”障害福祉サービス受給者証の写し”など、対象労働者の氏名及び難病の病名が確認できるものであれば、有効な書類となり得ます。詳しくは宮崎労働局助成金センターへお問い合わせください。	写し		☐

【生活保護受給者等雇用開発コースで必要な書類】

㉑	安定所等が発行した就労支援要請証明書 又は 支援対象者であることが確認できる証明書 など	・雇い入れた方が生活保護の対象者 又は 生活困窮者である場合に限る	写し		☐
---	--	-----------------------------------	----	--	--------------------------

【成長分野等人材確保・育成コースで必要な書類】（※令和８年度から廃止）

㉒	実施結果報告書【様式第15号成】	・成長分野メニューに該当する場合に限る	原本	●	☐
㉓	雇用管理改善 又は 職業能力開発の取組を対象労働者に適用したことが確認できる書類	・成長分野メニューに該当する場合に限る ※就業規則や労働協約、その他いずれかの雇用管理改善又は職業能力開発に係る取組が導入等されていることを証する書類	写し		☐
㉔	人材開発支援助成金の支給申請書（写し） 又は 支給決定通知書（写し）	・人材育成メニューに該当する場合に限る ※成長コースの支給申請時点で、人材開発支援助成金の支給決定が行われている場合には支給決定通知書（写し）が必要です。	写し		☐
㉕	賃金引上げ計画書【様式第16号成】	・人材育成メニューに該当する場合に限る ※提出済みの賃金引上げ計画書の内容を変更した場合、変更後の内容を記載した賃金引上げ計画書が必要です。	原本	●	☐
㉖	賃金引上げ結果報告書【様式第17号成】	・人材育成メニューに該当する場合に限る	原本	●	☐
㉗	賃金台帳等	・人材育成メニューに該当する場合に限る ※㉖の報告書に記載する”雇入れ時点”と”計画期間終了時点”の毎月決まって支払われる賃金を確認できるものがが必要です。	写し		☐